

## 模倣品海賊版対策法案(PRO-IP 法案)、下院知財小委を通過

2008年3月6日  
JETRO NY 澤井

下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会(委員長 Berman 議員(民、カリフォルニア))は本日、先に議会上程されていた包括的な模倣品・海賊版対策法案「PRO-IP 法案(Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2007)」(HR4279)に関するマークアップ(逐条審査)を行い、一定の修正<sup>1</sup>の下、発生採決による全会一致で、司法委員会への上程を承認した。

同法案は、Conyers 司法委員長(民、ミシガン)、Smith 司法委ランキング委員(共、テキサス)、Berman 同小委委員長、Coble 議員(共、ノースカロライナ)をはじめ、両党所属の司法委員等により、昨年12月に共同提案されていた超党派法案<sup>2</sup>(但し、Coble 議員については、3月4日に共同提案者に名を連ねたばかり)。

今般の修正は、上記四名により行われたものであり、主に法定損害賠償規定の強化を定めた104条の削除。特許改革法案の審議においても、損害賠償に係る改正が主要な争点であることや、同法案の公聴会<sup>3</sup>に際し消費者団体等から反発を受けるなど、こうした論争を避ける狙いがあるものと思われる。同条削除について、直ちにIssa 議員(共、カリフォルニア)や Jackson Lee 議員(民、テキサス)などが、明示的に評価したところ。

Berman 委員長は、冒頭発言において、本法案の柱として、①知財侵害に対する罰則の強化、②米国政府による知財執行機能の強化、③米国知的財産執行代表部(U.S. Intellectual Property Enforcement Representative: USIPER)の設置を強調(法案概要は、下記脚注2参照)。特に、USIPERについては、これまで各省庁が個別に行ってきた取り組みが統合され、併せて模倣品・海賊版対策に係る横断的な戦略計画の策定が可能になると説明。他方、他の議員からは、かかるUSIPER 構想や司法省への専門部局の設置等の体制論について懸念が示されるなど、今後の論点になるものと思われる。また、Smith 司法委ランキング委員は、米国特許商標庁(USPTO)や司法省の現状の取り組みを評価しつつ、次期政権でも同様のイニシアチブが維持されるとは限らないとして、知財保護に向けたリソースや組織、戦略を確保するためにも、同法案が必要であると説明した。

なお、特許改革法案の審議には、傍聴のために前夜から「並び屋」が列を作り、テレビ傍聴を可能とした別室まで用意されるのに対し、今回のマークアップの傍聴には空席が目立つなど、米国における制度改革と模倣品対策との間に、関心や業界への影響の違いを感じさせられた。

(了)

<sup>1</sup> 修正内容については[こちら](#)を参照

<sup>2</sup> [2007年12月7日付け知財ニュース「下院が包括的な模倣品対策法案\(HR4279\)を上程」](#)を参照

<sup>3</sup> [2007年12月14日付け知財ニュース「下院知財小委『PRO-IP 法案』に関する公聴会を開催」](#)を参照